(二)　療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)
a　療養型経過型介護療養施設サービス費(i)
i　要介護１　650単位
ii　要介護２　754単位
iii　要介護３　857単位
iv　要介護４　944単位
v　要介護５　1,030単位
b　療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)
i　要介護１　755単位
ii　要介護２　860単位
iii　要介護３　962単位
iv　要介護４　1,048単位
v　要介護５　1,136単位
(3)　ユニット型療養型介護療養施設サービス費（１日につき）
(一)　ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)
a　要介護１　767単位
b　要介護２　870単位
c　要介護３　1,093単位
d　要介護４　1,188単位
e　要介護５　1,273単位
(二)　ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)
a　要介護１　795単位
b　要介護２　903単位
c　要介護３　1,136単位
d　要介護４　1,235単位
e　要介護５　1,324単位
(三)　ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)
a　要介護１　785単位
b　要介護２　891単位
c　要介護３　1,121単位
d　要介護４　1,218単位
e　要介護５　1,306単位
(四)　ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅳ)
a　要介護１　767単位
b　要介護２　870単位
c　要介護３　1,093単位
d　要介護４　1,188単位
e　要介護５　1,273単位
(五)　ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅴ)
a　要介護１　795単位
b　要介護２　903単位
c　要介護３　1,136単位
d　要介護４　1,235単位
e　要介護５　1,324単位
(六)　ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅵ)
a　要介護１　785単位
b　要介護２　891単位
c　要介護３　1,121単位
d　要介護４　1,218単位
e　要介護５　1,306単位
(4)　ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費（１日につき）
(一)　ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(I)
a　要介護１　767単位
b　要介護２　870単位
c　要介護３　1,006単位
d　要介護４　1,091単位
e　要介護５　1,176単位
(二)　ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)
a　要介護１　767単位
b　要介護２　870単位
c　要介護３　1,006単位
d　要介護４　1,091単位
e　要介護５　1,176単位

注１　療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護療養施設サービス（同号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、入院患者の数又は医師、看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

２　(3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、１日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

３　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、１日につき５単位を所定単位数から減算する。

４　別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護療養型医療施設について、病院療養病床療養環境減算として、１日につき25単位を所定単位数から減算する。

５　医師の配置について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第49条の規定が適用されている病院については、１日につき12単位を所定単位数から減算する。

６　別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設については、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　夜間勤務等看護(I)　23単位
ロ　夜間勤務等看護(Ⅱ)　14単位
ハ　夜間勤務等看護(Ⅲ)　14単位
ニ　夜間勤務等看護(Ⅳ)　７単位